

## 民間協働専門部会報告（審議会答申）構成（案）

## 第1 検討の対象と進め方

- 1 県からの諮問  
民間との協働等による県の行政機構の合理化について
- 2 検討の進め方  
県立病院等の経営形態の見直し  
民間活力の活用（民間委託等の推進）

## 第2 県立病院等の経営形態の見直し

- 1 経営形態に関する新たな選択肢の制度化  
指定管理者制度の導入とこれまでの取り組み  
地方独立行政法人制度の導入  
（これらの新たな制度にも留意しながら、県立病院等の経営形態を検討した旨を記述）
- 2 県立病院の経営形態
  - (1) 県立病院の現状と取り巻く環境の変化
    - ア 県立病院の現状  
沿革、財務状況、入院・外来患者数等の動向
    - イ 病院運営を取り巻く環境の変化  
医療制度改革等の国の医療政策の変化  
医師不足の深刻化  
国の公立病院改革への姿勢
  - (2) 県立病院の担う役割・存在意義
    - ア 地域を支える医療の提供  
地域の中核病院としての役割（須坂、阿南、木曾）  
へき地における医療サービスの提供（阿南、木曾）
    - イ 一般の医療機関で対応できない高度・特殊医療の提供  
感染症病棟の維持確保（須坂）  
高度小児科医療の拠点施設（こども）
    - ウ 県下唯一の公立精神科専門病院としての役割  
アルコール依存症患者、児童思春期患者の診療体制の確保（駒ヶ根）
  - (3) 今後も、県立の病院としての役割を果たし続けていくために必要なこと
    - ア 安定した医療提供をおこなっていくための人事制度の構築
    - イ やりがいを持てる給与体系の構築
    - ウ 迅速性・柔軟性のある予算・会計制度
    - エ 一般会計からの適正な負担金の確保
  - (4) 新たな経営形態の検討
    - ア 県立病院が、現行法制上採り得る経営形態
    - イ 県立病院に最も適した経営形態の検討
      - (ア) 地方公営企業法の全部適用
      - (イ) 地方独立行政法人
        - ・地方独立行政法人の特徴・メリット等
        - ・地方独立行政法人に対する懸念
        - ・一般地方独立行政法人（非公務員型）と特定地方独立行政法人（公務員型）
      - (ウ) 指定管理者
    - ウ 県立病院が安心して質の高い医療を将来にわたり提供していくための新たな経営形態  
イにより、県立病院の経営形態として、\_\_\_\_\_とすることが  
適当と考えられる旨を記述
  - (5) 新たな経営形態への移行に当たっての留意事項  
新たな経営形態への移行が適当である場合に記載する。

### 3 県立病院以外の現地機関（大学、試験研究機関等）のあり方

#### (1) 検討の経過

ア 全ての現地機関について、採りうる形態をリストアップ

イ 複数の選択肢がある現地機関の中から大学及び試験研究機関について検討

#### (2) 大学の経営形態について

四年制大学への移行について検討が行われている現状、病院の経営形態についての検討を通じて明らかとなった課題（独立行政法人とした場合のイニシャルコスト、ランニングコスト等）から、\_\_\_\_\_とすることが適当と考えられる旨を記述

#### (3) 試験研究機関の経営形態について

病院の経営形態についての検討を通じて明らかとなった課題（独立行政法人とした場合のイニシャルコスト、ランニングコスト等）から、\_\_\_\_\_とすることが適当と考えられる旨を記述

### 第3 民間委託等の推進

#### 1 民間委託等の基本的な考え方

##### (1) 民間との協働

##### (2) 民間委託等の推進

#### 2 検討の経過

##### (1) 民間委託等の検討が可能な業務の調査

##### (2) 調査の結果に基づく業務の分類

#### 3 今後の民間委託等の推進

##### (1) 民間委託等の視点

##### (2) 個別業務の検討にあたって

ア 検討の基本

((1)の視点に沿い、イの非対象業務を除く。)

イ 対象としないもの

・ 民間委託できないもの

・ 民間委託は適当でないもの

##### (3) 推進に当たっての留意事項

サービスの質の確保

守秘義務の確保と漏洩防止の措置

現に業務に従事している職員の処遇 など

#### (参考資料)

諮問文

専門部会委員名簿

専門部会設置要領

専門部会開催経過